

**今後の生涯学習の振興方策について
(審議経過の報告)**

平成16年3月29日

中央教育審議会生涯学習分科会

(目 次)

はじめに	1
これまでの生涯学習振興施策の経緯と課題	2
1．これまでの生涯学習振興施策の経緯	2
(1) ユネスコの提言	2
(2) 昭和56年の中央教育審議会答申	2
(3) 臨時教育審議会答申	2
(4) 生涯学習に係る体制の整備	2
(5) 近年の動き	2
2．生涯学習振興施策の課題	3
今後の生涯学習振興方策の基本的方向	3
1．生涯学習を振興していく上での基本的考え方	3
(1) 「個人の需要」と「社会の要請」のバランス	4
(2) 「人間的価値」と「職業的知識・技術」の調和	4
(3) 「継承」と「創造」	4
2．生涯学習を振興していく上で今後重視すべき観点	5
(1) 国民全体の人間力の向上	5
(2) 生涯学習における新しい「公共」の視点の重視	6
(3) 人の成長段階ごとの政策の重点化	6
(4) 国民一人ひとりの学習ニーズを生かした、広い視野に立った多様な学習の展開等	7
(5) ITの活用	7
近年の社会の変化と今後の重点分野	9
1．従来の重点分野	9
2．近年の社会の変化	9
3．今後の重点分野	11
(1) 職業能力の向上	11
(2) 家庭教育への支援	12
(3) 地域の教育力の向上	12
(4) 健康対策等高齢者への対応	12
(5) 地域課題の解決	12
関係機関・団体等の活動の活性化のために	12
1．関係機関・団体等の活動の活性化のための方策	12

2 . 国・地方公共団体等と関係機関・団体等との関係の見直し	13
3 . 学習成果の評価・活用	14
4 . 生涯学習振興を担う職員等の在り方	14

国・地方公共団体の今後の役割等	15
1 . 国，都道府県，市町村の現状	15
2 . 基本的考え方	16
(1) 国，都道府県，市町村の役割等	16
(2) 国，都道府県，市町村の関係	17
(3) 地域の実情に応じた施策の在り方	17
(4) 市町村合併への対応	17
3 . 行政内部の連携の在り方	17
4 . 分かりやすい国民運動の展開	18

おわりに	18
------	----

別添

1 . 関係機関・団体等の重点的に取り組むべき分野に関する意見	19
2 . 関係機関・団体等の活動の活性化のための方策に関する意見（別添1.を除く）	27
3 . 参考事例等	31

はじめに

平成15年3月の中央教育審議会の答申「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」においては、少子高齢化社会の進行などの社会の大きな変化の潮流を踏まえ、我が国の教育を新しい時代にふさわしいものにすることの必要性について提言され、教育の基本理念として生涯学習の理念を明確化することや、家庭教育の支援、社会教育の振興の重要性が提言された。

このことを踏まえ、中央教育審議会生涯学習分科会においては、平成15年7月から、生涯学習の振興方策全般について、委員間の自由討議、都道府県等の関係者や文部科学省内関係各局・文化庁、関係各省等からのヒアリング、課題別討議等、計13回に及ぶ審議を行ってきた。

本報告は、これまでの審議の際に出た意見をまとめ、とりあえず、生涯学習の振興方策に関する「審議経過の報告」として、総会に提出するものである。

これまでの生涯学習振興施策の経緯と課題

1. これまでの生涯学習振興施策の経緯

(1) ユネスコの提言

生涯教育の考え方は、昭和40年のユネスコの成人教育に関する会議において、人生の諸段階、生活の諸領域におけるフォーマル、ノンフォーマル、インフォーマルな教育・学習のすべてを含む総合的・統一的な概念として初めて提案されて以来、国際的に普及してきたものである。

(2) 昭和56年の中央教育審議会答申

我が国では、昭和56年の中央教育審議会（以下「中教審」という。）答申「生涯教育について」において、初めて本格的に生涯学習の考え方を取り上げている。この答申では、「今日、変化の激しい社会にあって、人々は、自己の充実・啓発や生活の向上のため、適切かつ豊かな学習の機会を求めている。これらの学習は、各人が自発的意思に基づいて行うことを基本とするものであり、必要に応じ、自己に適した手段・方法は、これを自ら選んで、生涯を通じて行うものである。この意味では、これを生涯学習と呼ぶのがふさわしい。この生涯学習のために、自ら学習する意欲と能力を養い、社会の様々な教育機能を相互の関連性を考慮しつつ総合的に整備・充実しようとするのが生涯教育の考え方である。」と指摘している。

(3) 臨時教育審議会答申

昭和59年から62年にかけての臨時教育審議会の4次にわたる答申においては、「生涯学習社会の実現」が、「個性重視の原則」、「国際化、情報化などの変化への対応」と並ぶ教育改革の3つの基本理念の一つとして提言された。

(4) 生涯学習に係る体制の整備

生涯学習に係る体制の整備については、昭和63年に、文部省（当時）に生涯学習を担う局が置かれた。また、平成2年に、「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」（以下「生涯学習振興法」という。）が制定されたこと等により、文部省（当時）に生涯学習に係る機会の整備に関する重要事項を調査審議する生涯学習審議会（以下「生涯審」という。平成13年1月の中央省庁再編により、中教審生涯学習分科会に再編。）が設置された。

さらに、現在、すべての都道府県に生涯学習担当部局が設置され、37都道府県に生涯学習審議会が設置されている。平成11年には、全国生涯学習市町村協議会が発足し、現在216市町村が加盟している。このように、都道府県及び市町村における生涯学習振興のための体制の整備等は一定程度進展してきている。

(5) 近年の動き

平成12年の生涯審報告等を踏まえ、平成13年には社会教育法の一部改正が行われた。その内容は、家庭教育の向上のための社会教育行政の体制の整備、ボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動等の体験活動の促進（学校教育法についても平成13

年に同趣旨の改正が行われた。)、社会教育主事の資格要件の緩和、社会教育行政と学校教育との連携の確保及び家庭教育の向上への配慮に関する規定を置くというものである。その後、家庭教育に関する学級・講座数が増加しているほか、子育てサークルのリーダーなどの「家庭教育の向上に資する活動を行う者」の社会教育委員への委嘱が進んでいる。また、奉仕活動・体験活動については、平成14年の中教審答申も踏まえ、学校内外における奉仕活動・体験活動の充実が図られているところである。

2. 生涯学習振興施策の課題

これまでの取組を踏まえつつ、今後、生涯学習振興施策を進めるに当たって、次のような課題について意見等があったところである。

生涯学習が、家庭のもつ教育機能をはじめ、学校教育、社会教育、さらには民間の行う各種の教育・文化事業・企業内教育等にわたるあらゆる教育活動、及び、スポーツ活動、文化活動、趣味・レクリエーション活動、ボランティア活動などにおける学習の中でも行われるものであるということが、都道府県、市町村等の関係者や国民の間に共通認識として浸透していない。また、「生涯学習」と「社会教育」との混同が見られる。

生涯学習を担当する行政や公民館・図書館・博物館等の社会教育施設等の関係機関の取組が、現在の社会の要請に必ずしも適合していない面がある。

学習機会の提供や、学校、公民館・図書館・博物館等の社会教育施設、民間教育事業者、社会教育関係団体、NPO等(以下「関係機関・団体等」という。)の間の連携、学習成果の評価・活用についても、今後の課題として指摘されている。

これらは、これまで、生涯学習に係るその時点で緊急的と考えられる課題に焦点が当てられ、生涯学習振興の基本的考え方が必ずしも明確に示されていなかったことに一因がある。

このため、これらの意見等を踏まえ、今後の生涯学習を振興していく上での基本的考え方や、生涯学習を振興していく上で今後重視すべき観点、今後重点的に取り組むべき分野について議論した。その上で、今後の関係機関・団体等の活動の活性化の方策や、それを支えるための国、地方公共団体の役割等について議論したところであり、以下、これらについて述べることとする。

今後の生涯学習振興方策の基本的方向

1. 生涯学習を振興していく上での基本的考え方

我々は、「人々が、生涯のいつでも、自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価される」ような「生涯学習社会」の実現を目指すということを共通認識とし、生涯学習が、学校教育、家庭教育、社会教育など人の生涯を通じた幅広い学習機会の場で行われるものであることを確認した。

そのような生涯学習社会は、教育・学習に対する個人の需要と社会の要請のバランス

を保ち、人間的価値の追求と職業的知識・技術の習得の調和を図りながら、これまでの優れた知識、技術や知恵を継承して、それを生かした新たな創造により、絶えざる発展を目指す社会である。

(1) 「個人の需要」と「社会の要請」のバランス

個人的な興味、関心、希望などを充たすべく、教育・学習の機会を活用する場合には、個人的要求が中心となりがちであり、ともすれば、社会にとって必要なことへの関心や対応が欠如しがちである。

社会の存続を図るためには、社会に共通の課題に取り組む必要がある。しかし、それは、必ずしも個人の興味・関心に合致しないことが多いが、それへの取組を怠ると、社会的に様々な問題の発生につながるおそれが生ずる。

したがって、生涯学習振興にあっては、個人の需要と社会の要請の両者のバランスを保つことが必要である。

(2) 「人間的価値」と「職業的知識・技術」の調和

21世紀は、これまでになく変化の激しい時代になると言われ、誰もが生きがいを持ち、働くことに意味を見出して充実した人生を送るためには、生涯を通じての学習がより一層重要な意味を持つようになる。その場合には、芸術・文化・スポーツ、趣味、教養、生きがいとなるもの、人間的つながりなどの人間的価値（人間の持つよさ）を追求する学習と、財やサービスなどの経済的価値を生みだすための職業的知識・技術を習得する学習が調和的に行われる必要がある。

(3) 「継承」と「創造」

いつの時代でも、伝統を継承しつつ、新たな創造をしていくことは必要であるが、これからの知識社会、高度情報通信社会にあっては、蓄積された知識・技術、情報を生かして新たな創造や工夫につながる生涯学習が求められている。

継承が必要なのは、学問、芸術、スポーツなどが生み出した成果だけではない。我が国が長年にわたって培ってきた優れた文化などもそうである。新たな創造という場合も、科学・技術に限らず、生活全般にわたっての創造である。

21世紀の我が国は、このような継承と創造によって社会の発展を図る必要がある。

2. 生涯学習を振興していく上で今後重視すべき観点

上述の3つの基本的考え方に基づき、現在の状況を勘案すると、本分科会では、今後、生涯学習を振興する上で特に重視すべき観点として、次の5つの観点を取り上げることとした。これら5つの観点は、3つの基本的考え方のいずれとも深いかかわりをもっている。

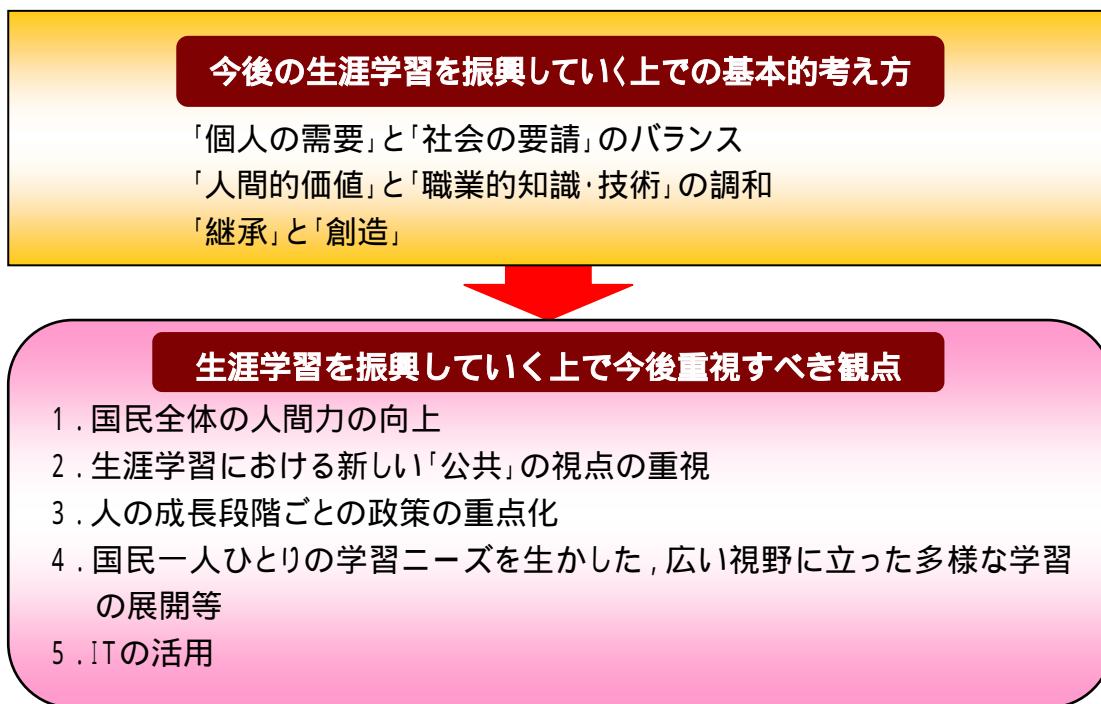


図1：基本的考え方と今後重視すべき観点の関係図

(1) 国民全体の人間力の向上

平成14年に出された政府の「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2002」においては、「経済成長も、社会の安定も結局は「人」に依存する。能力と個性を磨き、人と人の交流・連携の中で相互に啓発されることを通じて、一人一人の持つ人間力が伸び伸びと発揮され、活力あふれる日本が再生する。人間力の向上のために、一人一人の基礎的能力を引き上げるとともに、世界に誇る専門性、多様性ある人材を育成し、国としての知識創造力を向上させる。また、職場、地域社会等での交流や対話を深め、人を育む豊かな社会を構築する。」とされている。

生涯学習は本来個人の領域に属するものではあるものの、こうした自立した個人の資質・能力の向上を通して、国民全体の資質・能力の向上を図っていくためには、学校教育で培われる基盤の上に、各人が生涯を通じて学習していけるような環境づくり、すなわち、あらゆる人々が、いつでも、どこでも生涯学習に取り組むことができるよう環境を整備していくことが必要である。

また、現代社会を不安定にしている要因の一つとして、経済的格差の拡大、それによる社会階層の二極分化とその固定化という問題があると指摘されている。すなわち、内容の充実した学習や事業への参加の機会を提供してもそれを活用しようと思わない、あるいはできない人々の問題があることが指摘されている。例えば、子育てを放棄しているような親、働く力はあるのに働こうとしない人など、かつての貧しい中から国民が豊かさを求め

て立ち上がろうとしていた時代には大きく問題にならなかった人々が近年増加し、これが社会の不安定感、閉塞感を助長している。こうした人々の人間力の向上について、国や地方公共団体は十分に留意しつつ、国民全体の人間としての資質・能力の向上を確保することが求められていると考えられる。

さらに、国や地方公共団体の資源が財政面を含めて著しく制約されている中で、生涯学習振興を考える視点として、国民の生活の質の向上をできるだけ少ないコストで向上させるという視点も重要である。

(2) 生涯学習における新しい「公共」の視点の重視

平成15年3月の中教審答申の柱の一つとして、新しい「公共」の創造、国家・社会の形成に主体的に参画する日本人の育成ということが提言された。このように、現在、社会を形成する自立した個人の育成が課題であると同時に、自らが社会づくりの主体となって社会の形成に参画する「公」の意識を持つことが重要になっている。こうした「公」の意識は、個人の人格形成のすべての段階において、あらゆる機会の中ではぐくまれることが期待されるものである。生涯学習にあっては、個人の需要に基づく学習を進め、学習の成果を社会で生かそうとする中で、そのような意識を持つようになることも期待される。

また、社会の現状を見たとき、「行政が主導して住民に学びの機会を提供する」ということよりも、個人が主体となって社会に働きかけていくということが重要になってきている。

したがって、国、都道府県、市町村をはじめ、関係機関・団体等が生涯学習の振興を進めるに当たっては、国民各個人が可能な限り、職業を持つことなどにより、自立し、社会において健康で文化的に生涯を送ることが重要である。それとともに、社会を構成する国民として社会に主体的に参加・参画することにより、新しい「公共」を形成するという視点により社会をつくり、社会の活性化を図るということを目的とすることも重要である。すなわち、これまでの、ともすれば行政に依存しがちな発想を転換し、個人やNPO等の団体が社会の形成に主体的に参画し、互いに支え合い、協力し合うという互惠の精神に基づき、新しい「公共」の観点に視点を向けることが必要である。

(3) 人の成長段階ごとの政策の重点化

国や地方公共団体、関係機関・団体等は、人が成長する各段階、すなわち、出生から乳児期、幼児期から就学前、小中学校、高校、大学から大学院、社会人、中高年、老年期などにおける課題を明らかにすることが求められる。その上で、実施主体間の役割分担を明確にし連携を図り、緊急かつ重大なものに対して、現有の教育関係の資源をどのような形で有効活用するかということについて、重点的に対応することが求められる。例えば、乳幼児期から小学校期における、子ども同士の交流のみならず、大人たちとの交流の場づくり、若者、中高年層の職業能力の向上、子育て期の親に対する家庭教育支援、社会保障制度を維持していく観点からの中高年期から老年期の健康づくりなどに力を入れることが重要ではないかと考える。

すなわち、国や地方公共団体等が、国民が生涯の成長段階において最低限持つべき「人間力」が何かを認識することと、国民が各段階において人間力を高めていくための契機となる場を提供することなど、何をすべきかを共通理解していくことが求められる。さらに、

国はそのための広報活動等を行っていくことが必要と考えられる。

(4) 国民一人ひとりの学習ニーズを生かした、広い視野に立った多様な学習の展開等

特定の世代の人だけではなく、若者を含むあらゆる層の学習者の多様なニーズ(需要)に対応し、人間的価値の追求と職業的な知識・技術の習得の実現に資するようにすることが必要である。特に、働き盛りの世代、中でも、職業生活、地域生活等の様々な活動と家庭生活との両立等の課題を持つ人々に対応することが重要である。このため、誰でも、いつでも、どこでも学べるように、大学や公民館、図書館等の改善を図ることが必要である。また、国民一人ひとりの学習ニーズを生かした、個々人が利用しやすく、学習意欲が高まるような学習機会の提供等を行っていくことが必要である。

市町村等において、あらゆる資源の把握と有効活用を図ることが必要である。学習の資源としては、学校、公民館、図書館、博物館、生涯学習推進センター、青少年教育施設、文化施設、スポーツ施設等の教育施設のみならず、児童館等の福祉施設、さらには、商店街や神社・寺院、公園などの地域にある身近なものや、山林、河川などの自然なども活用することができる。

また、地域の様々な学習情報や、高齢者や大学生、保護司、PTA、青少年関係団体、スポーツ指導者などの地域の人材を把握し、積極的に発掘することにより、学習者に提供することが重要である。

学校教育におけるやり直し、学び直しができる体制づくりを図ることが必要である。また、廻り道や試行錯誤が許容される社会づくりを図ることが必要である。日本の社会は、年齢主義による入学・就職システムがいまだ主流となっており、学校教育における学び直しや職業生活の再チャレンジができにくいという面がある。したがって、生涯学習の振興を進めていく上で、高等学校段階を終了した後の入学留保制度の導入、海外留学、ボランティア休学、労働体験、社会体験などの「自分探し」や、進路の試行錯誤をすることが許容される社会づくりと、学歴社会から学習歴社会への移行が必要である。

生涯学習の振興を考える場合、新たに教える、学ぶという視点だけではなく、人生の各段階の活動・体験の中に人格形成に当たって有益に働く面と不適切に働く面の両方があることに配慮するという視点を持つことが必要である。例えば、テレビが提供する情報には有益なものも多い反面、幼児期にテレビを見る時間が長過ぎると、それ以降、対人関係をつかさどる感情が阻害されるといった知見が発表されていることもその例と言える。情報化社会には光と影の両面があり、情報を活用する力とともに批判的に読み解く力を身に付けさせることが重要である。

人格形成にあたって、「子どもの姿は、大人の姿を写した姿である」と言われるように、大人の社会規範の低下についても十分留意することが必要である。

(5) ITの活用

情報通信技術の急速な発展を踏まえ、ITの活用を大幅に拡充することにより、時間的・空間的な制約を越えて、いつでも、どこでも、誰でも学べる生涯学習社会の実現に向け、大きな発展を図ることが期待される。

生涯学習へのアクセス

現在、政府全体で、情報インフラ（社会基盤）の整備を全国規模で着実に進めているところであるが、ITの活用については、国民に等しく学習機会を提供するという学習機会の地域格差を是正するという効果がある。富山県などの一部地域で発展してきたインターネットを活用した市民講座の活動としての「インターネット市民塾」のような先進的な事例によれば、ITを有効に活用することにより、働き盛りの世代など幅広い層の学習参加が促進されている。また、市民の生涯学習への意欲や興味・関心が高まり、積極的に地域の公民館等における集団での学習に参加するきっかけづくりにも寄与している。そこで、今後、こうした取組を全国、各地域に普及・定着させていくための、国や都道府県の支援の充実を図っていくことが必要と考えられる。

なお、職業教育を含む日本の教育においては、不登校の児童生徒や、高校中退者、フリーター等の再教育の場があまり多くない実態にある。今後の生涯学習社会においては、やり直し、学び直しができる教育が求められていると考えられるため、今後、情報化が進む中で、学び直し的手段として、対面による教育のほか、インターネットや、テレビ等のメディアを活用した教育も重視することが必要と考えられる。

学習資源の創造・蓄積・共有・循環

各地域には、学びの対象となる特色ある地域の「知識財」が豊富に存在している。これらを把握した上で発掘し、学習資源として広く共有していくためには、都道府県や市町村における生涯学習推進センター等において、歴史的背景や学術的価値に関する情報、関連する生涯学習の講座の情報等を付加した上で、体系的な収集・蓄積を推進していくことが重要である。

また、各地域や個人が自ら創り上げ、自ら探した学習資源を発信することや、これらの学習資源を利用した学習者が更に自らの学習成果を付け加えていくことにより、創造、発信、蓄積、共有の循環が生まれ、より深みのある学習資源が形成されることが期待される。そこで、こうした循環を促進するための方策について、著作権に関する事項も含め検討することが重要である。

さらに、インターネット上での学校教育をはじめとした生涯学習関連情報を収集・提供している「教育情報ナショナルセンター」等の機能を充実させ、利用者の立場に立って学習内容を提供していくことも重要である。

ネット・コミュニティの形成

ITの活用は、個々の学習者の利便性の向上に資するのみならず、地域や個人からの情報発信が活性化することにより、ITなくしては実現しなかった、人と人との交流を促す媒体としての役割を担うものである。また、同じテーマについて関心を持ったり悩んだりしている他地域の学習者との接点が生まれたり、思いがけない才能を持った隣人の発見につながることもある。ITの活用により、全国や各地域における「ネット・コミュニティ」が形成され、人と人との交流を通じた学習の深化が促され、新たな価値観が創出されることが期待される。

また、成熟した情報化社会を構築していくためには、ITを利用した学習活動を振興することはもとより、ITそのものの可能性や成り立ちを理解することや、ITを活用

した効果的なコミュニケーションの在り方の学習を充実することが必要と考えられる。

近年の社会の変化と今後の重点分野

これまで生涯学習の振興方策一般について議論してきたが、次に、生涯学習の振興について重点的に取り組むべき分野について議論した。

1. 従来重点分野

既に、平成4年の生涯審答申「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について」においては、当面重点を置いて取り組むべき4つの課題として、

社会人を対象としたリカレント教育（注1）の推進

ボランティア活動の支援・推進

青少年の学校外活動の充実

現代的課題に関する学習機会の充実（現代的課題の例：生命、健康、人権、豊かな人間性、家庭・家族、消費者問題、地域の連帯、まちづくり、交通問題、高齢化社会、男女共同参画型社会、科学技術、情報の活用、知的所有権、国際理解、国際貢献・開発援助、人口・食料、環境、資源・エネルギー等）

が指摘された。

（注1）リカレント教育：職業人を中心とした社会人に対して学校教育の修了後、いったん社会に出た後に行われる教育であり、職場から離れて行われるフルタイムの再教育のみならず、職業に就きながら行われるパートタイムの教育も含む。

これらは、依然として、重点を置く分野であることには変わりがないが、我々は、これらの指摘を踏まえつつ、今後の生涯学習振興に当たって留意すべき点について議論した。以下、それについて述べる。

2. 近年の社会の変化

その後、近年の社会情勢の変化として、平成15年3月の中教審答申「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」では、少子高齢化社会の進行、高度情報化の進展と知識社会への移行、産業・就業構造の変化、グローバル化（地球規模化）の進展、科学技術の進歩、家庭の教育力・地域の教育力の低下などが指摘されている。

また、このような社会情勢の変化の中で、生涯学習の振興等を論ずる上で、次の5つに留意すべきという意見が多く出された。

フリーター等の増加と失業等

現在、景気の低迷や雇用の多様化、労働者に対する企業の評価の変化等、社会や企業のシステムが著しく変化している。このような中、高校卒における新規学卒入職者に占めるパートタイム労働者の割合は、約31%（厚生労働省の平成15年上半期雇用動向調査）となっている。また、厚生労働省（労働経済白書）によると、平成14年時点でのフリーター（注2）の数は約209万人、内閣府（国民生活白書）によると、平成13

年時点でのフリーター（注3）の数は約417万人に達している。また、24歳以下の失業率は依然として10%を超えているなど、特に、若者を取り巻く状況は深刻なものとなっている。さらに、一度就職してもすぐに離職してしまう若者が多く、就職してから3年後に中卒では約7割、高卒では約5割、大卒では約3割の人が離職するという状況にある。地域ごとに若年雇用の情勢は異なっているものの、こうした、働いていないことや能力の蓄積の機会を十分に与えられないことによる若者の能力不足等を通じて、社会の競争力が低下することや、社会不安につながっていくおそれがあることが指摘されている。

出典	フリーターの定義			数
厚生労働省 「労働経済白書」 (平成15年版)	15歳～34歳の者 (学生・主婦を除く)	パート、アルバイト就労者 (派遣・契約労働者を除く)	パート、アルバイトを 希望する無職の人	209万人 (平成14年)
内閣府 「国民生活白書」 (平成15年版)	15歳～34歳の者 (学生・主婦を除く)	パート、アルバイト就労者 (派遣・契約労働者を含む)	パート、アルバイトに 限らず、働く意志のあ る無職の人	417万人 (平成13年)

(注2, 注3)フリーターの定義

家庭の教育力の低下

近年の都市化や核家族化、少子化、地縁的なつながりの希薄化など、家庭を取り巻く状況の変化の中で、家庭の教育力の低下が指摘されている。また、児童相談所における児童虐待相談処理件数が急増するなど、児童虐待問題も深刻化している。このような状況を踏まえ、特に、住民にとって身近な行政機関である市町村において、家庭教育への支援に積極的に取り組むことが重要であるが、その取組には差があるという意見があった。

地域の教育力の低下

最近の度重なる青少年の凶悪犯罪や、いじめ、不登校等、青少年をめぐる様々な問題は憂慮すべき状況である。こうした状況の背景として家庭の教育力の低下とともに、青少年の異年齢の子どもや異世代の人との交流の減少などによる地域の教育力の低下があると指摘されている。また、学校、家庭、地域の一体的な取組が必ずしも十分でないことが指摘されている。

高齢化

生活の質を向上するためには、生涯にわたり、心身ともに、健康の維持や向上に努めることが重要であり、生涯学習においては知の側面と同時に、体の側面も重要になっている。また、団塊の世代の高齢化による高齢者の増加に伴い、医療や保健、介護関係等の社会保障関係経費の増加等の問題が指摘されている。このため、退職した後の団塊の世代の人々を地域に迎えるに当たって、元気な高齢者づくりを推進していくことが求められており、高齢者が自立した生活を送り、生涯学習を楽しみ健やかに生きていくことが、各人の人生を豊かにするとともに、医療費等の増大の抑制につながるという視点を持つことが重要である。

地域社会の活力の低下

現在，グローバル化による産業の空洞化や少子高齢化の進展などにより，地域社会の活力の低下が問題となっている。

3．今後の重点分野

上記の5つの観点と近年の社会の変化を踏まえ，我々は，今後，特に，重点的に取り組むべき分野として議論した中では，次の5点を重要と考えた。

- 職業能力の向上
- 家庭教育への支援
- 地域の教育力の向上
- 健康対策等高齢者への対応
- 地域課題の解決

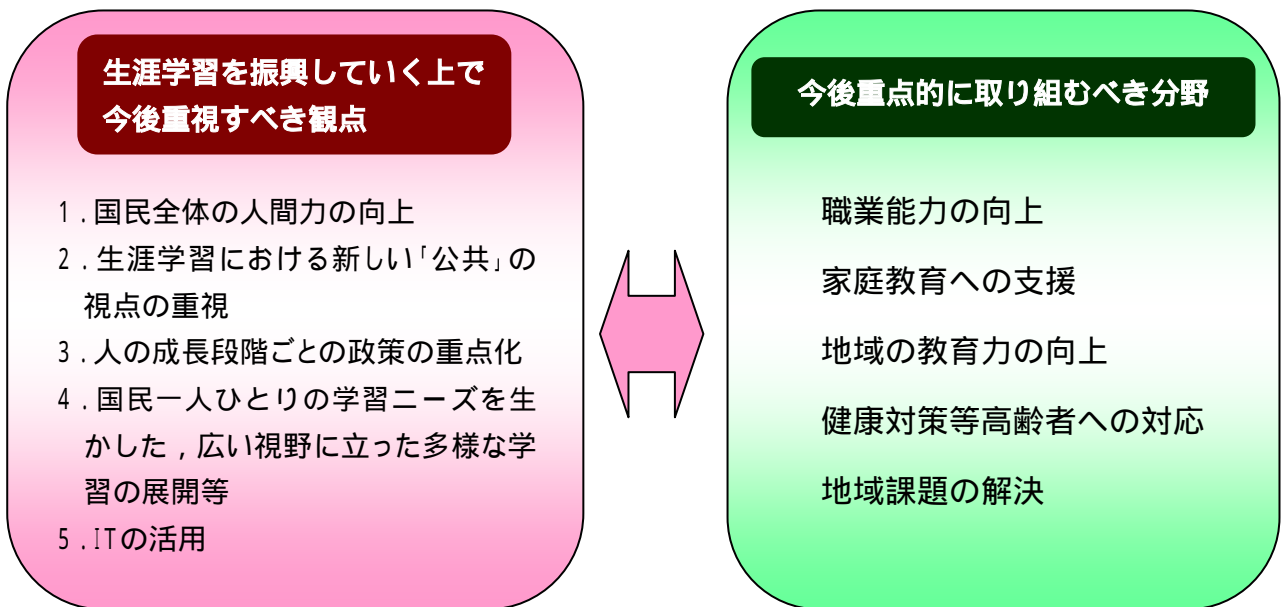


図2：今後重視すべき観点と今後重点的に取り組むべき分野との関係図
(今後重視すべき観点については，P. 5の図1の関係図を参照)

(1) 職業能力の向上

職業能力の向上を図るためには，学校教育段階から，勤労観・職業観の育成を図るとともに，社会教育施設等においても，若者や働き盛りの世代の人のための職業能力の向上につながる学習支援を充実していくことが重要である。

この際，フリーターなどの中でも，就きたい職が見つからない若者，自分がどう生きてらよいか分からないといったことのために自分探しをしている若者などが多数存在しているとの指摘があるため，こうした人への対応を検討していく必要がある。また，働く期間が長期化していることに対応し，高齢者の職業能力を高めていくとともに，男女ともに，生き方を主体的に選択し，生涯にわたり学び，力を付け，その成果を生かして様々な分野で能力を発揮できるような学習環境の整備を図ることにより，男女共同参画社会の形成を促進するという視点も重要である。

(2) 家庭教育への支援

家庭の教育力の向上を図るためには、学校や地域において、できるだけ早い段階から、親になるための学習の充実を図るとともに、親になった後も、広く子どもから学び、仲間同士の親とも学び合うことなどにより、地域全体で学び合って、親が親として育ち、力をつけるような学習を大幅に充実するための方策を検討することが必要である。

(3) 地域の教育力の向上

子どもが「生きる力」をはぐくむためには、学校、家庭、地域が相互に連携しつつ、家庭や地域社会における教育力を充実させ、社会全体で子どもを育てていくことが重要である。このため、異年齢の子どもや異世代の地域の人々とのかかわりの中で、様々な体験の機会を提供し、子どもの自主性・創造性・社会性を涵養するとともに、触れる・体験するといった感覚を通して情操を養うなど、地域の大人の力を結集して子どもを育てる環境を整備することが求められる。

(4) 健康対策等高齢者への対応

元気な高齢者づくりのためには、様々な生活の場や企業の中で気軽に体を動かすことから始め、地域全体が健やかな意思と健康な体を持つための取組が求められる。

また、高齢化する地域社会を活性化していくためには、高齢者の学習活動について、生きがいづくりとともに、能力開発関係のものなども含めて、高齢者の多様な学習ニーズにこたえとともに、学習成果を活用できる機会を充実していくことが求められる。

(5) 地域課題の解決

各地域において、まちづくりや地域の文化の継承・創造、自然環境の保全、地域に根ざした経済活動の活性化の促進、介護・福祉、男女共同参画等の現代の切実な地域の課題に適切に対応していくことにより、個性豊かな活力ある地域社会を築いていく必要がある。

なお、これらの重点的に取り組むべき分野に関して、関係機関・団体等の今後の方策について出された意見は別添1(P.19~26)のとおりである。

関係機関・団体等の活動の活性化のために

我々は、上記の重点分野への対応に加え、関係機関・団体等の活動の活性化のための方策、国・地方公共団体等と関係団体等との関係の見直し、学習成果の評価・活用、生涯学習振興を担う職員等の在り方についても議論した。

1. 関係機関・団体等の活動の活性化のための方策

生涯学習振興施策を進める上で重要な機関である公民館、図書館、博物館等の社会教育施設の活動の活性化のための方策について議論したところ、次のような意見が出された。

- ・国や地方の財政状況等を踏まえ、業務の効率化を図るとともに、開館時間の延長等の住民へのサービスの向上が必要である。
- ・各地域における社会教育施設間の連携、及び、大学、企業、民間教育事業者、社会教育

関係団体，NPO，地域住民等との間の協働の強化が必要であるとともに，公民館等においては，講座等についての情報が地域住民全体によく伝わるよう，インターネットの活用など情報の提供方法を工夫することが必要である。

- ・公民館，図書館，博物館等の社会教育施設では，学校教育施設と比較してIT環境の整備は進んでおらず，情報提供などにおいて情報化が遅れている。また，社会教育施設の情報化については，図書のレファレンスや地域情報の発信等の多様なサービスを提供していくことに対応しているとは言い難い状況にあり，学校教育の情報化と同様，数値目標を掲げて高度情報化を推進することが必要との意見もあった。社会教育施設の高度情報化を推進するためには，単に情報機器を整備するだけではなく，ネットワークの構築や，職員の情報活用能力の育成等を推進するとともに，コンテンツ（情報内容）作成等の活動が行えるスペースの確保などの配慮も必要であると考えます。
- ・公民館同士の情報交換と図書館同士の情報の共有の充実，博物館の収蔵品の情報提供システムの拡充を図るなど，各機関同士の広域的な連携のネットワークを拡充することが必要である。
- ・高齢者や障害者，乳幼児連れの人への対応といった観点での施設・設備のバリアフリー（無障壁）化が必要であるとともに，施設の複合化についての検討も必要であると考えます。
- ・現在，各地において，ボランティア活動の機運が盛り上がり，そうした活動は，各人が社会の形成に主体的に参画する新しい「公共」の精神を涵養する活動になっている。そこで，ボランティア活動の自主性を尊重しながら，こうした活動が活性化されるような環境づくりが更に必要になると考える。
- ・財政が逼迫している中においては，今後，成人や高齢者に対する講座の提供等については，受益者負担についての検討が必要と考える。また，学習者がその学習成果を生かし，公民館などでボランティアとして活動する場合，これらの活動の諸経費の費用弁償などの有償化についても，今後更に議論を深めていくことが重要と考える。
- ・平成15年の地方自治法の改正に伴い，指定管理者制度が導入され，民間事業者を含めた法人その他団体による公の施設の管理の代行が可能となった。これについては，業務の効率化や，開館時間の延長等の住民へのサービスの向上といった特長と，責任の所在の明確化や専門的な知識・技術の蓄積，職員の研修の実施，設置者と住民による点検・評価等の問題点について十分な検討が必要と考える。

これら以外の，関係機関・団体等の活動の活性化のための方策について出された意見は，別添2（P.27～30）のとおりである。

2．国・地方公共団体等と関係機関・団体等との関係の見直し

現在，都道府県においては，民間教育事業者，NPO等と連携しているのはともに約半数であり，市町村においては，民間教育事業者，NPO等と連携しているのはそれぞれ約15%，約3割という状況にある（平成14年文部科学省委託調査）。

今後，国や地方公共団体，社会教育施設等においては，民間教育事業者，社会教育関係団体，NPO，地域住民などの関係機関・団体等との関係について，一層の「協働」（お互

いの特性を認識し、尊重し合いながら、対等な立場の下に、積極的に協力し合うこと)が必要である。

例えば、平成14年7月の中教審答申「青少年の奉仕活動・体験活動の振興方策等について」でも提言された、市区町村や学校、大学、公民館、地区センター、NPOや地域ボランティア等が連携・協力して、余裕教室や公民館、地区センター等を活用し、地域住民が日常的に活動に取り組むことができる、身近な地域拠点としての「地域プラットフォーム」や「広域プラットフォーム」の整備を進めていくことが重要である。特に、こうした取組に民間企業が参入することにより、産・官・学・民の協働・連携の充実を図っていくことが望まれる。

3．学習成果の評価・活用

- ・学習成果の活用については、ボランティア活動を通じて活用したり、企業内で成果を活用してビジネスを創出したり、事業を地域全体で一緒につくっていくなど、あらゆる形で成果を活用していくことが重要と考えられる。すなわち、学校での社会人講師、社会人向けの講座の講師、子育て支援や介護などでのボランティア、行政や公民館、関係機関・団体等が行う事業への参画、企業内での活用や起業等、学習成果を地域社会に還元し、地域の活性化や発展につなげることが重要と考えられる。このため、国や地方公共団体が、学習成果の評価や活用の先進事例の収集・提示を行い、これらを促進することが必要と考えられる。
- ・学習成果の評価については、学習成果が社会で広く認められるようになるための評価の在り方について検討することが必要である。特に、職業分野や高度な専門的知識については、経済界の中にも評価制度が必要であるとの指摘も出ており、新たな評価システムの構築を検討することが必要という意見があった。
- ・現在、一部の都道府県や市町村では、学習者がそれぞれの学習成果を記録し、社会的活動、進学、就職、転職、再就職等に活用していくための「生涯学習パスポート」(生涯学習記録票)を作成し、活用を図る取組が行われている。これについては、他の地方公共団体のものとの間での互換性や、これら进行评估する側である大学や企業などによる活用について議論があるところであり、今後、更に検討を進めていくことが必要と考えられる。
- ・知の還流は、学習成果の活用を社会的に促進し、社会の活力を高め、新たな学習の動機付けに結びつくとともに、学習成果の評価に関する社会的基準を持たせることにも結びつくことから、今後、国や地方公共団体は、社会を「知識ストック型」から、「知識循環型」へと転換していくことが必要と考えられる。すなわち、都道府県や市町村、関係機関・団体等と連携して、人から人への還流、地域社会の中での還流、世代間の還流、産・官・学・民の還流などを推進することが必要と考えられる。

4．生涯学習振興を担う職員等の在り方

- ・生涯学習振興を担う職員としては、教育委員会に置かれている社会教育主事や公民館主事、図書館の司書、博物館の学芸員、市町村などに置かれている社会教育の各分野の直接指導に当たる社会教育指導員、社会教育関係団体の指導者などがいる。このほか、カルチャーセンター等の職員や、社会教育関係団体やNPO、ボランティア活動を担う地

域住民等，様々な機会や場で活躍している人がいる。現在，国民のニーズが多様化している中で，住民の視点を持ち，幅広い視野を持つ人材の養成や，学習する一人一人のニーズに合わせて，学習相談に応じられる人材を育成することが必要である。このため，現在行われている国，都道府県，市町村における各種の講習・研修の充実が求められる。

- ・学校，家庭，地域社会，関係機関・団体等の連携・協働を促進するためには，これらの連携を図るコーディネート機能の充実が必要である。
- ・人事異動の中で学校現場から教員が来て2，3年で異動するという，これまでの公民館や市町村教育委員会のローテーション人事のやり方では，コーディネーターとしての能力を持った人材は育たないと考えられる。また，公務員の雇用制度が多様化していることもあり，公務員の生涯学習振興行政についてのセンスとスキルの向上など人材の育成のための努力が必要と考えられる。また，民間教育事業者やNPO，ボランティアの生涯学習振興行政との協働や柔軟な参画のノウハウの育成を図るための方策の検討が求められる。
- ・図書館の司書や博物館の学芸員等の専門性を高めるため，資質向上のための資格要件の向上も必要であるとの意見もある。また，資格要件を上げるだけではなく，資格取得後にも，現職者に対しては，定期的に再教育し，資格を更新していくという仕組みや高度な専門性を評価する制度について検討してはどうかという意見もあり，今後，更に議論を進めることが必要と考えられる。
- ・今後，国で都道府県や市町村における指導者養成のためのソフトづくりを更に充実させることが必要と考えられる。

国・地方公共団体の今後の役割等

1．国，都道府県，市町村の現状

現在，地方分権が進められ，市町村合併が進展している。また，国，都道府県，市町村の財政状況が非常に厳しい状況にあるとともに，民間等の役割の重要性が増大している。こうした状況において，従来の発想で施策を進めていくことは適切ではなく，住民主体の社会に向かっていく中で，一人ひとりが自立していけるようにすること，また，個人の自己責任，自主性を尊重するという観点を重視しつつ，国が担うべき部分と，地方に委ねるべき部分，民間に委ねるべき部分を改めて整理することが，効果や効率という観点からも必要である。

他方，依然として，地域によって学習機会等に大きな格差が存在するなど，地方公共団体によって，行政課題への取組姿勢等に相当な差があることが指摘されているとともに，国の情報が市町村に伝わっていない，市町村等の実態が国に十分伝わっていないという意見もあり，こうした状況の改善が必要である。

こうした状況を踏まえ，今後，国，都道府県，市町村の役割や関係を以下のように変えていくことが求められる。

2. 基本的考え方

(1) 国，都道府県，市町村の役割等

市町村は，住民に最も身近な行政機関であり，教育委員会の，学校教育を除く生涯学習関係経費でみると，全体（国庫補助金，都道府県支出金，市町村支出金の合計）の約8割を担っている（平成13年度）。市町村においては，社会の要請と地域住民全体の多様な需要の双方に対応した学習機会の提供，図書館の整備など地域住民の生涯学習の支援，生涯学習を通じた地域づくり等を，地域住民の声によく耳を傾けることなどにより，地域住民等と協力して，主体的に実施することが期待される。また，施策の実施に当たっては，地域住民の自主的・主体的な取組を促進するような支援の方法を考えることが望ましい。

都道府県は，市町村を包括する広域の地方公共団体として，都道府県域全体についての大学，専門学校，民間教育事業者，職業訓練施設，公民館等との間における広域での連携の機能の強化（学習情報の提供，学習成果の評価，生涯学習推進センター等による関係機関・団体等のコーディネートや学習相談を行う人材の養成等）を行うことが期待される。また，市町村を補完する立場で，ITの活用等の支援などを行うことも期待される。なお，これらの施策の実施に当たっては，都道府県と市町村が連携して取り組むことが重要である。

国は，自立した個人の資質・能力の向上を通して，国民全体としての資質・能力の向上を目指すことをナショナルミニマム（国民の最低限度の生活水準）の確保のために必要不可欠なものとして位置づけることが必要であるとともに，都道府県や市町村を補完する立場から，生涯学習の振興を図ることが必要である。

そこで，今後，以下のことについて，重点的に取り組むことが必要である。

- () 大学等における社会人の受入れの促進のための支援
- () 行政上の喫緊の課題として重点的に取り組むべき課題に対応するための施策
- () 図書館の蔵書，博物館の収蔵品等に関する全国的な情報提供システムの構築等，都道府県や市町村では十分な対応が困難な施策の実施（国が所有している情報や収集している情報をデータベース化し，その情報を都道府県や市町村などに提供するシステムを開発することも国の役割の一つと考えられる。）
- () ITの活用等の重要な政策課題に対応するため，競争的資金の提供や調査研究などの先導的な事業や実験的な事業による支援
- () 図書館の司書等の専門職や指導者等の研修と研修教材の作成など，生涯学習振興を担う人材の養成
- () 生涯学習による地域づくりの分野をはじめ，市町村等の現場の実態把握，先進事例の収集・情報提供，及び，これらに関連しての都道府県や市町村と，大学や民間教育事業者，NPOなどのコーディネート

上記のように，国，都道府県，市町村の役割を明確にするとともに，従来の行政手法，財政措置等の見直しが必要であり，これに向けて，今後，更に検討を進めていくことが必要である。なお，これまで意見等が出された課題に対応し，生涯学習の更なる振興を図っていくためには，生涯学習振興法や社会教育法，図書館法，博物館法など関連する法律に

についても見直しを行うことも含めて、今後、更に検討を進めていくことが必要である。

(2) 国，都道府県，市町村の関係

国，都道府県，市町村の関係については，従前のような，ややもすると一方向的になりがちな関係から脱しきれていない面も見受けられる。したがって，今後は，対等・双方向の関係へと変えていくことが必要である。また，国は，従来の補助金の交付や，それに伴う指導・助言を中心とした支援の方法を変えていくことが求められる。

さらに，国は，都道府県，市町村の提言を，都道府県は，市町村の提言をできるだけ取り入れるように努めることが必要である。

このほか，国，都道府県，市町村は，民間の提言をできるだけ取り入れるように努めることも必要である。

(3) 地域の実情に応じた施策の在り方

大都市，中小都市，町村によって，地方公共団体の行財政能力や，大学や民間教育事業者，NPOの数などの状況が異なり，地域の実情に応じた施策の在り方は自ずと異なるため，こうした地域の実情に応じた施策の在り方を考えていく必要がある。

このため，市町村においては，大都市，中小都市，町村など自らの地域の特性に応じた施策を講ずること，国や都道府県においては，こうした市町村の特性に配慮した施策を講ずることが必要と考えられる。

さらに，都市部では，大学や専門学校，民間教育事業者等との役割分担を図りつつ，これらとの連携・協働を強化することが必要である。

(4) 市町村合併への対応

今後，市町村合併が進展していく中で，地域に密着しているという公民館等の従来のメリットを大切にしながら，合併によって新たに生まれた市等の中での公民館や図書館同士の連携の強化などを図ることにより，合併がプラスに働くよう，努めることが重要である。また，それとともに，施設の配置や専門性を持った職員の配置，学校の教職員の社会教育関係への異動の在り方についても，検討を進めていくことが必要と考えられる。

3. 行政内部の連携の在り方

国

現在，文部科学省においては，教育分野においても，関係する府省との間で，連携のための協議会を設けるなどにより，緊密な情報交換や意見交換等を行い，連携の強化に努めている。具体的には，体験活動の機会や場の提供については，農林水産省，環境省，国土交通省，厚生労働省と，子育て支援の分野では，厚生労働省と連携を図っている。また，昨年6月にまとめられた「若者自立・挑戦プラン」については，厚生労働省，経済産業省，内閣府と連携を図っている。今後は，特に，職業能力開発分野において，文部科学省と厚生労働省との連携を強化するなど，関係各省との連携を強化することが求められる。

都道府県，市町村

地方公共団体における生涯学習振興行政の担当部局については，教育委員会のみを設置されているところが多いが，一部では，首長部局のみを設置されているほか，教育委員会と首長部局の両方に設置されている例もある。こうした体制においては，教育委員

会と首長部局の間の連携が十分ではないとの意見が出された。したがって、生涯学習の振興に当たっては、教育委員会と人づくり・まちづくりに関連する他の部局との十分な連携が行われることにより、多角的な行政を図っていくことが必要である。

なお、教育委員会制度の在り方については、先般、中教審に諮問されたところであり、本分科会としても、今後、地方公共団体における体制の在り方について、教育制度分科会とも協力しながら検討を進めていくことが必要である。

4．分かりやすい国民運動の展開

今回の議論に当たって必要と考えられたのは、国民が生涯学習を、自らの資質・能力を向上するため、そして、国民全体の資質・能力を向上するために不可欠なものとして受け止めるような国民運動を展開し、国民の合意を形成していくことである。

そのためには、分かりやすいキャッチフレーズを作成し、それを広く国民が共有することから始めたらどうか（例えば、「日本を作り直そう」、「学び、考え、行動し、つくり直そう豊かな日本」というような分かりやすいコピー）という意見があった。また、それについては、政治、行政、民間が一致して取り組む環境づくりも重要であるとの意見もあった。

おわりに

今回の審議経過の報告では、今後の生涯学習の振興方策全般について概観し、生涯学習を振興していく上での基本的考え方や、生涯学習を振興していく上で今後重視すべき観点、今後重点的に取り組むべき分野への対応などを提示した。その上で、今後の関係機関・団体等の活動の活性化の方策や、それを支えるための国、地方公共団体の役割等の一定の方向を示した。

審議においては、今後議論が必要とされるものも含め、様々な意見が出たところである。また、生涯学習という観点でみた場合の学校教育の在り方や、青少年教育、男女共同参画社会の形成の促進も、今後、十分議論していくべき非常に重要な課題であるとの意見が出されたところである。今後、これらを含め、課題解決のための具体的方策等については、更に検討を進める必要があると考えられる。このため、そうした観点からも、本報告に対する国民や関係者の皆様の忌憚のないご意見をお願いしたい。

関係機関・団体等の重点的に取り組むべき分野に関する意見

1. 職業能力の向上

(1) 学校

小中高等学校

- ・人々の生涯学習の基礎を培うためには、初等中等教育の段階において、生涯にわたる学習の必要性や学び続ける意思と方法、技術を教育することが重要である。
- ・初等中等教育段階から、児童・生徒の一人ひとりに勤労観・職業観の育成を図る教育を充実するために、インターンシップ（就業体験）の充実やキャリアアドバイザーの活用などを進めることにより、職業に関する知識・技能の習得を図ることも重要である。
- ・学校内外を通じた奉仕活動・体験活動等の充実を図ることにより、勤労の尊さや社会性、情操等を養うことが必要である。
- ・インターンシップの実施については、地域の企業、自営業者、高齢者やNPOなどの関係者の理解を求め、一層の協力を得ていくことが必要である。

大学等

- ・近年、社会・経済が高度化・複雑化し、グローバル化が進展する中で競争化していく社会を生きていくためには、職業能力の向上につながる学習の支援や、国民の教育レベルの高度化に対応することが重要である。このため、大学（大学院も含む。）、短期大学、高等専門学校（以下「大学等」という。）の高等教育機関の役割が極めて重要である。
- ・社会人の受入れが拡大するような入学、履修形態の改善、より多くの社会人をひきつける魅力あるものになるような教育内容・方法の改善に取り組んでいくことが求められる。
- ・学生の学習意欲を喚起し、高い職業意識を育成する上で、在学中に将来のキャリアに関連した就業体験を行うインターンシップの促進が重要である。しかしながら、企業やNPOにおけるインターンシップの受け入れについての体制が十分ではないという指摘もある。したがって、今後、大学等は、インターンシップについて、実践と理論の学習を結びつけて質を高めることを検討するとともに、企業やNPOなどの地域社会の関係者との連携を更に強化していくことが必要である。
- ・職業能力の向上につながる学習を支援するためには、大学等が都道府県、市町村、社会教育施設等との連携（ネットワーク、コンソーシアム（共同事業体））を強化することが必要である。
- ・働き盛りの世代の社会人等の職業能力の向上を図るために、ITを活用した遠隔教育を充実することも必要である。

専門学校・高等専修学校等

- ・文部科学省の「専修学校社会人キャリアアップ教育推進事業」等の委託事業により、

社会人等を対象としたキャリアアップのためのモデル・プログラムの開発・導入が行われている。専門学校，高等専修学校，専修学校一般課程，各種学校（以下「専門学校・高等専修学校等」という。）においては，このようなモデル事業の成果を活用して，社会人等に対する職業能力の開発機関としての取組を一層推進していくことが望まれる。

- ・専門学校・高等専修学校等では，情報処理，建築，自動車整備などの分野について多くの講座が「教育訓練給付制度」に指定されている。また，離職者等に対する「委託訓練」が行われるなど，職業能力向上のために大きな役割を果たしており，今後，この面で一層重要な役割を担っていくことが期待される。
- ・専門学校，高等専修学校等の多くは，社会人等を対象として，パソコン，語学，ファッション，手芸等多様な公開講座を開催するなど，社会人等に対する能力開発の場としての役割を担っており，今後，これらの取組を一層進めることが必要である。
- ・専門学校・高等専修学校等が，実践的で専門的な技術・技能の教育機会を提供する中核的な職業教育機関であることを明確に位置づけることが必要である。また，ITや福祉等の短期教育プログラムや実務・教育連結型人材育成システム（日本版デュアルシステム）の開発・導入により，フリーター等の再教育や社会人の能力開発など，社会の要請に一層こたえることが必要である。さらに，公開講座等を通して地域の人々の生涯学習の場としての役割を一層果たしていくことが重要である。このほか，専門学校の出前講座や土日開放講座など，子どもたちの職業意識や勤労観の育成のための学習機会の提供に積極的に貢献していくことも重要である。

（2）都道府県，市町村，公民館，青少年教育施設，女性教育センター等

- ・若者や中高年層の職業能力の向上の課題への対応に重点化を図り，職業能力の向上に係る学習機会を積極的に拡充していくことが必要である。このため，大学や専門学校，職業訓練施設等との連携を強化し，これらの機関の専門的技術や職業に関する知識等を活用することが必要である。しかし，町村では大学・専門学校等が存在しない所もあるため，ITを活用した遠隔型の学習機会の提供の充実が特に必要になると考えられる。
- ・企業との連携を強化し，職業上の能力に関して企業がどのようなニーズを持っているのかといった情報等を把握した上で，これらの情報を積極的に提供しつつ，学習内容の工夫を図るとともに，学習成果を企業が活用していけるような評価の仕組みを構築することが求められる。
- ・子どもや若者，働き盛りの世代の学習や活動の拠点になるよう，講座内容や施設の改善，開館時間の延長等を図ることが必要である。

（3）図書館

- ・地域の学習・情報拠点施設として，その果たす役割は大きい。職業能力の向上という観点では，ビジネスに携わる人々に対して積極的にビジネス支援のための情報を提供していくことや，中小企業の関係者への支援やベンチャー企業（振興企業）の創業・起業のための情報を提供していくことが求められる。
- ・経営・創業・資格取得といったビジネスや職業能力の向上に関連する資料を集めたコーナーを設置したり，これらの資料を活用して，ビジネス支援のための講座などを開

設することなどが考えられる。

- ・ビジネス関連のデータベースの導入を進め、司書が情報探索の方法を説明するセミナーを開催することなどが考えられる。
- ・商工会議所、ハローワーク、職業訓練施設、大学等との連携を強化することが重要である。

(4) 民間教育事業者

民間教育事業者の提供している講座等については、一定水準以上のものについて動機づけを与える取組や、教育サービスの質の保証に向けた民間教育事業者による自主的な取組への支援など、質の確保のための取組を充実していくことが求められる。

(5) 社会教育関係団体，NPO

インターンシップやワンストップサービスセンターの設置など人材育成・社会参加を支援する事業は、最近では、NPOが主体となって推進するようになってきている。今後、NPO等の様々な主体がそうした面での役割をより一層果たすことが期待されており、行政側もそうした主体とのより一層の協働が望まれる。

(6) 企業

- ・景気の低迷による企業の経営の悪化、雇用形態の変化等により、Off-JT（通常の仕事を一時的に離れて行う教育訓練・研修）は減少傾向にある。このため、企業も、生涯学習という観点から、勤務時間の弾力化など各個人が職業能力の向上のための学習活動により参加しやすい環境を整えることが求められている。
- ・特に、研究者や経営に携わる人材は、社内業務以外にも、海外に行くことも含め、大学院や研究機関等で知識・技術等の向上を効果的に図ることが重要である。

(7) 学習者への支援

厚生労働省関係の教育訓練給付金は、大学・専門学校等で学ぶ社会人などの学習者への経済的支援として極めてニーズの高いものであり、今後、この給付金の大学・専門学校等における対象講座を拡充するなどにより、学習者への支援を充実することが必要である。

2. 家庭教育への支援

(1) 学校

小中高等学校のみならず、大学等においても、幼稚園や保育所等に行って乳幼児の世話をする等の活動を行うなど、幼稚園や保育所等との連携が図られているところもある。こうした連携を一層強化し、生徒等の保育体験の一層の充実を図ることが必要である。

(2) 市町村，公民館，青少年教育施設，女性教育センター等

- ・家庭教育に関する講座の開設など親への学習機会の提供を充実することが必要である。また、子どもを持つ親同士、あるいは子どもを持つ親と地域の子育て経験者が交流する場となる「子育てサロン」等での学習、青少年教育施設における親子での宿泊体験活動などを充実するなど、家庭教育への支援の大幅な強化を図ることが必要である。
- ・育児に関する悩みや不安を抱える親からの相談にいつでも的確に対応するため、「子育てサポーター」の資質向上を図るリーダーの育成等、家庭教育に関する相談体制を

充実することが必要である。

- ・地域における子育て中の親や，市町村（教育委員会，母子保健部局，福祉部局等），幼稚園，保育所，小中高等学校，児童相談所，PTAなどの子育てに関連する機関や団体から構成される子育てを支援するネットワークづくりも重要である。また，公民館や女性教育センター等が，子育て中の親同士の交流の輪である「子育てサークル」や，親同士の，より地域的な広がりを持つ輪である「子育てネットワーク」などの拠点として活用されることが必要である。
- ・保健センター等においても，家庭教育に関する講座の開設等を充実することが必要である。
- ・学校におけるPTAや保護者会等の機会を活用した講座の開設の充実が必要であるとともに，余裕教室の活用などにより，乳幼児を持つ親等の交流の場をつくることが，「開かれた学校づくり」，「次世代育成」という観点からも重要である。
- ・都道府県や市町村では，子育て中の主婦など外出できない人に対する支援として，ITを活用した家庭教育に関する学習機会や相談体制等を充実することも重要である。

（3）図書館

- ・子育て支援のための資料コーナーを設けたり，親に対して子ども向けの本の選び方等を説明したり，子育ての楽しさを体験させるなどの企画が期待される。
- ・子どもに対する読み聞かせの方法等を親に説明するなどの子育て支援のためのサービスの充実も必要である。

（4）博物館

- ・豊富な学習資源を有している博物館や，ものづくり教室などの教育普及事業を活発に行っている博物館は，親子で来館して楽しみながら学習できる場として非常に重要であり，こうした観点での企画のより一層の充実が期待される。
- ・地域の歴史を扱う歴史博物館や資料館などでは，展示を題材とした親子の交流や異世代の交流が図られるなどしており，家族や地域における交流の場として重要である。

（5）社会教育関係団体，NPO

- ・子育て支援の取組を主体的に推進していくことが求められる。このため，行政側もそうした主体とのより一層の協働が望まれる。
- ・社会教育関係団体では，保護者との会合などを通じて，子どもの教育や親に対する支援，また，親子参加のプログラムにより積極的に取り組むことが望まれる。

（6）企業

職業を持っている人，特に男性が家庭教育に参加しやすくするためにも，働き方の問題や企業の社会貢献の在り方を見直すことが求められる。また，企業内での家庭教育講座の開催や，子どもの職場参観授業などの実施など，企業において家庭教育の重要性を考える取組を充実することが必要である。

（7）その他（学習機会等に参加しない人への対応）

家庭教育講座等の学習機会等に参加しない人への対応も課題である。この問題については，市町村による対応には限界があり，PTA等の社会教育関係団体やNPO，地域住民の協力を求めていくことが必要ではないかという意見もあり，今後検討を進めていくことが必要である。

3. 地域の教育力の向上

(1) 学校

- ・生涯学習を推進していく上で、学校を地域のコミュニティの拠点として活用していく発想が必要である。このため、子どもの安全確保に十分に配慮した上で、学校施設の放課後や週末の開放を拡充したり、地域の人材や資源の活用の方法を工夫したりするなどして、地域社会との連携を深めることが必要である。
- ・地域の身近な施設である公民館、図書館、博物館等の社会教育施設などとの連携を強化し、学校の教育活動と地域の活動の効果的な連携を図ることが必要である。特に、青少年教育施設との連携を強化し、奉仕活動・体験活動等の充実を図ることも重要である。
- ・連携に当たっては、単に施設や教材の提供を受けるにとどまらず、地域のボランティア団体や青少年関係団体等の社会教育関係団体、保護者等の地域の人材と協力し合うこと、教育事業のプログラムの企画に当たっての支援を受けるなど、幅広い連携の在り方を検討することが求められる。特に、青少年に対して様々な分野でのプログラムを持っている青少年関係団体との連携を更に深めていくことが重要である。
- ・例えば、個人・団体・企業等が地域の学校に参加・協力・支援できる内容（特技・資格・趣味、工場見学・体験学習等）を、学校や教育委員会等に「学校協力員（団体・企業）（仮称）」として登録するといったシステム化を図り、学校・教育委員会等の要請に応じて学校の運営に参加・協力・支援できるようにすることは、地域住民の生涯学習の場にもなり有効ではないかと考えられる。
- ・学校のバリアフリーを進めるなど、乳幼児連れの親子や高齢者を含む地域住民が集いやすい施設にしていくことも重要である。

(2) 市町村、公民館・青少年教育施設等の社会教育施設

- ・青少年の体験活動等の充実を図ることが重要であり、成人が体験活動等の指導者になるための学習機会の拡充が望まれる。
- ・文部科学省が都道府県や市町村において整備を推進している「体験活動ボランティア活動支援センター」との連携を図ることも重要である。

(3) 図書館

子どもの「調べ学習」支援など子ども向けのサービスの充実のほか、ボランティアの資質向上のためのサービスの充実も望まれる。地域の図書館間の連携はもちろん、司書教諭を含めた学校の教職員などとの連携を強化し、学校と地域の公共図書館が関係を深めていくことも重要である。

(4) 博物館

豊富な資源の中から、見る、触るという行為を通じて感覚や情操を養う場として重要である。提供できるものについては、参加・体験型の展示の工夫を充実することによって、子どもへのサービスをより一層強化するなど、地域に対して学習のための資源を提供していくことが求められる。

(5) 社会教育関係団体、NPO

- ・地域の大人として子どもをはぐくむ活動に参加することを支援する取組等を推進して

いくことが求められる。このため、行政側もそうした主体とのより一層の協働が望まれる。

- ・青少年関係団体は、日常実施している青少年のためのプログラムを地域に根ざした活動として提供し、更に広く展開することが望まれる。また、地域の青少年指導者の養成のための支援を行うことが重要である。

(6) 企業

- ・我が国では、産業界における知的資源の蓄積が大きいとともに、企業の社会に対する責任が現在ますます重要となっている。

そこで、例えば、企業が地域で講座を開いたり、小中高等学校、公民館に人を派遣するなど、教育機関との連携を深めながら、社員のボランティア活動等を促進することにより、地域社会への貢献を充実することが期待される。

- ・企業が所有する教育施設、スポーツ施設、文化施設等についても、地域に積極的に開放していくことが重要である。

(7) その他(子どもの居場所づくり等)

- ・国や地方公共団体が、企業や関係団体等と連携しながら、地域の大人を安全管理員・活動アドバイザーとして学校等に配置し、子どもたちの放課後や週末におけるスポーツや文化活動、様々な体験活動、地域住民との交流活動等を支援する「子どもの居場所づくり」の取組を推進していくことが重要である。
- ・総合型地域スポーツクラブは、身近な地域において、子どもから高齢者まで誰もが多様なスポーツに親しむことができる、地域住民を中心として運営されるスポーツクラブである。また、生涯スポーツ社会の実現に寄与するとともに、健康の保持・増進、体力の向上、家族のふれあいや世代間交流による青少年の健全育成、子どもの居場所づくりなど、地域の教育力の向上に大きく貢献するものであり、その育成を推進することが必要である。さらに、企業の施設等既存のスポーツ施設の活用やスポーツ指導者の養成・確保、学校の運動部活動との連携などを通じ、地域におけるスポーツ環境の整備に取り組んでいくことが重要である。
- ・18歳以上の青年期において、長期間にわたって奉仕活動等を行うことが有意義であることについては、既に平成14年の中教審答申「青少年の奉仕活動・体験活動の推進方策等について」においても提言している。しかし、これについては、必ずしも十分に進展しているとは言えないとの指摘もある。その主な要因としては、「期間が長いと休みをとりにくいこと」とりわけ学生にとっては、「この活動のために休学しても学費の負担がかかること」などが指摘されている。

したがって、今後、大学においては、大学ボランティアセンターの開設など学内のサポート体制の充実、セメスター制度や、ボランティア休学制度など活動を行いやすい環境の整備、学内におけるボランティア活動等の機会の提供などに取り組むことが望ましい。また、企業においては、長期ボランティア活動の評価や奨励を行っていくことが望ましい。さらに、青年のボランティア活動を促進していくためには、ボランティアの受入れ先の確保が必要であり、このためには、国、地方公共団体、NPO等が積極的に協力していくことが重要である。

そこで、国や都道府県、市区町村の「体験活動ボランティア活動支援センター」

のボランティアの受入れ先の確保や社会的気運の醸成といった機能の充実を図っていくことが求められる。

- ・現在、様々な地域で、地域の中での相互の助け合いを進めるための「地域通貨」(一定の地域内でサービスの交換手段として使用される擬似貨幣)のシステムが広がっているところである。ボランティアについても、地域通貨を利用して推進を図れば、より活性化していくのではないかと考えられる。

4. 健康対策等高齢者への対応

(1) 市町村、公民館等

- ・高齢者の新たな能力開発のための学習プログラムをつくることが求められる。また、高齢化する地域社会を活性化していくため、健康な高齢者の地域社会への参画を促進し、高齢者の多様なニーズにこたえとともに、学習成果の活用できる機会を充実していくことが求められる。
- ・現代の若者が伝統的な生活文化、伝統文化を継承する機会に恵まれていないという現状を踏まえ、高齢者が身につけている生活文化や伝統文化などの知識や技術を継承するための指導の仕方などを学び、よい伝達者になるための学習が重要である。このため、高齢者の知識や経験の継承のための学習プログラムを考えていくことが望まれる。

(2) 図書館

- ・高齢者の読書活動を促進するためのサービスの充実とともに、高齢者や病院の入院患者などのための移動図書館や、一人暮らしの人のための配本サービスなど、幅広いサービスを充実することが期待される。
- ・豊富な資源の活用を図り、高齢者の積極的な地域社会への参画を図ることなどが望まれる。

(3) 博物館

豊富な資源の活用を図り、高齢者の積極的な地域社会への参画を図ることなどが望まれる。

(4) その他

高齢者の健康の保持・増進のためには、総合型地域スポーツクラブの育成等を通じ、高齢者が参加しやすいスポーツ環境の整備に取り組んでいくことが求められる。

5. 地域課題の解決

(1) 学校

- ・総合的な学習の時間などを通じて子どもの時から地域の課題に触れる機会を提供することが重要である。
- ・子どもの安全確保に十分に配慮した上で、学校施設の放課後や週末の開放を促進し、地域住民の学習の場としての活用を充実していくことが必要である。
- ・大学等においては、自らの知的資源によって社会に貢献していくという姿勢を明確に示し、研究面、社会人等の学習の両面での拠点として、地域課題の解決に向けた支援など、地域貢献の充実が求められる。
- ・専門学校・高等専修学校等の中には、その実践的な能力を活用し、例えば街路灯の

装飾や商店街のホームページの改善など、まちづくりに協力しているところもある。今後は、このような地域貢献への取組を一層推進していくことが期待されている。

(2) 市町村，公民館等

- ・まちづくり等の地域課題の解決のための学習機会の充実を図ることなど，地域コミュニティ全体に資するサービスの提供を充実させることが必要である。
- ・地域課題の解決のためには，個性と活力ある地域づくりを担う人材を育成・確保していくことが求められている。このためには，より多くの地域住民が参加・参画できるような仕組みが必要であり，市町村は社会教育関係団体やNPO，ボランティア，民間企業等と協働し，地域住民とのネットワークの形成を促進することが重要である。

(3) 図書館

- ・まちづくりなどの地域の社会的ニーズに応える幅広いサービスの充実が必要である。
- ・資料の目録情報を提供するだけでなく，地域の課題に応じて独自のコンテンツを作成し，資料の付加価値を高めて発信することが期待される。

(4) 博物館

自然科学系博物館における自然観察会を通じた環境教育を実施することなどに関し，豊富な資料を有するとともに，専門家を有する博物館は，地域における環境問題等の課題解決においても大きな役割を担うことが期待できる。また，一部の博物館では，ボランティアなどを母体としたNPOが発足し，環境保全活動など地域の課題解決のための活動に活発に取り組んでおり，行政としてもこうした動きと協働していくことが重要である。

(5) 社会教育関係団体，NPO

地域課題の解決のために社会参加・地域貢献の取組を主体的に推進していくことが求められる。このため，行政側もそうした主体とのより一層の協働が望まれる。

(6) 文部科学省

平成16年1月に文部科学省に設置された「地域づくり支援室」においては，人づくりを通じた地域づくりのための新たな施策の企画・立案，市町村等への情報の提供，市町村等からの地域づくりのための相談への対応や要望等の把握を行っている。また，専門家の派遣，大学等の関係機関との仲介支援，地域の特色ある事業の全国への紹介等，教育関連の総合的な支援体制を整備するための取組も行っている。今後，関係者との協力を図りつつ，こうした取組を充実していくことが重要である。

関係機関・団体等の活動の活性化のための方策に関する意見(別添1を除く)

1. 社会教育施設

(1) 図書館

- ・設置状況やサービスの質に関して、市町村間で大きな格差が存在している（未設置市町村：1,658市町村（51%）(平成11年)）。
- ・利用者にとって時間的制約が少なく、誰でも生涯学習を实践できる場としての特長を十分発揮できるよう、図書館の改善を図っていくことが必要である。このため、いつでも学習できる、教養の向上や実学のための地域の学習と情報の拠点として活性化させていくことが必要であり、設置数やサービスの質の大幅な向上が必要である。
- ・開館時間の延長や貸し出しの仕組みの工夫を図るとともに、国民全体の資産として活用を図ることが必要である。
- ・従来、図書館は、図書の貸し出し機能に重点を置いてきたが、デジタル化があらゆる分野で進展している今日、レファレンス機能の充実をはじめ、民間ではできない付加価値をつけた情報の発信、横断的な蔵書の検索・予約、外部データベースの利用等情報化への対応が必要である。
- ・子どもの読書活動の推進のために、児童図書等図書資料の充実、児童室、児童コーナーなどのスペースの確保に努めるとともに、地域の読書活動推進団体・グループと連携した取組を充実していくことが重要である。
- ・各地域の特色ある歴史上の貴重文書、郷土資料等をアーカイブ（保存記録）化し、長期にわたる保存・管理と、幅広い情報の公開・活用の両立を図っていくことが重要である。
- ・図書館の持っている知的な雰囲気やバーチャル（仮想）な世界では味わうことのできない本の持っている良さを大切にしていくことが重要である。
- ・大学や学校の図書館との連携及び他の専門機関や研究機関との連携が重要である。

(2) 公民館等

- ・公民館で開設されている講座については、数は増加傾向にあるが、その内容は、依然として、趣味・稽古事に関する講座が多くを占め（37%、平成13年度）、利用者が特定の住民に限定されている傾向にあるのではないかと考えられる。
- ・現在、公民館等が設置された時代とは、時代背景や社会の構造、国民意識やその成熟度が大きく変化している中、公民館の役割や講座の在り方等についての見直しが必要である。
- ・今後は、社会の要請に的確に対応し、子どもや若者、働き盛りの世代の人も含めて地域住民全体が気軽に集える、人間力の向上等を中心とした、コミュニティのためのサービスを総合的に提供する拠点へと大きく変わっていくことが求められる。このためには、地域の学習ニーズの把握、大学を含む地域の学習資源のコーディネート、学習資源の提供サービスの充実が望まれる。また、子どもや若者、働き盛りの世代の人の

学習や活動の拠点になるよう、講座内容や施設の改善等を図ることが望まれる。

(3) 博物館

- ・地域に密着した学習拠点でもあることについての認識が必ずしも十分とは言えないのではないかと考えられる。
- ・文化・文明の継承や、自然や環境の保全、知的生産の成果へのアクセス、国民全体の教養の向上、地域への学習資源の提供、郷土の文化の振興、地域の個性の確立、観光の拠点とすることが必要であるとともに、国民全体の資産として活用を図ることが求められる。
- ・子どもへのサービスの充実を図っていくことが必要である。子どもや外国人への対応を強化するため、例えば、外国語に堪能なボランティアを配置するなど、ボランティアの積極的な活用を促進することも必要である。
- ・博物館同士のみならず、大学博物館等との連携を強化することが重要である。
- ・展示の工夫や学芸員等の企画する力の向上が必要である。これからの学芸員は、市民ニーズにこたえる経営感覚を養うことが求められる。

(4) 青少年教育施設

- ・青少年に豊富な体験活動を提供し、体験を知へとつなげていくことを学び、自己学習の基礎を学ぶ場として重要な施設であり、人間関係や責任ある市民の在り方について体験的に学べる場となることが重要である。
- ・青少年の発達段階に即した活動のプログラムの開発、青少年が主体的に打ち込める多様な活動の機会の提供、青少年指導者の養成等の一層の推進が必要である。さらに、学校や青少年関係団体等との連携を強化し、学校の教育活動と一体となった自然体験活動等の推進、地域社会との交流や異年齢交流等の一層の充実が必要である。

(5) 生涯学習推進センター等

- ・地域の生涯学習推進のための拠点として、学習情報の提供や学習相談、学習プログラムの開発などを行っており、34都道府県、219市町村に置かれている。都道府県立の生涯学習推進センター等については、各々の都道府県内の市町村との連携は概ね進んでいると考えられるが、大学や民間教育事業者等との連携は十分とは言えない。
- ・今後、地域のネットワークの中心機関として、更に大学や企業、民間教育事業者、社会教育関係団体、NPO等の関係機関・団体等との協働を強化し、生涯学習の推進を総合的に図ることが重要である。
- ・生涯学習推進センター等が存在しない地域においては、公民館がその機能を代替していくことが求められると考えられるので、そのための在り方を検討することが必要ではないかと考えられる。

(6) 女性教育センター・男女共同参画センター等

- ・男女共同参画社会の実現に向けた施策を一層推進するため、就業、地域活動、家庭生活など、多様な選択ができるように支援するための学習活動や、そのための指導者養成、研修等を行う拠点として重要である。
- ・男性に比べて地域活動や子育て等における活躍などの多様な役割を果たしてきた女

性が、それまでの活動の成果を生かして様々な分野にチャレンジできるようにするための関連情報を総合的に提供する拠点となる（ワンストップサービス化）ことが求められる。

- ・男性のこれまでの職場中心の意識や生活スタイルを転換して、女性とともに、地域活動や子育て等に参画できるようにするための学習機会の提供等の支援を行うことも重要である。

2. 学校

- ・「学社連携・融合」が強調されて久しいが、公民館、図書館、博物館、青少年教育施設等の社会教育施設や、児童館などの地域の施設・人材等との連携が十分とは言えないのではないかと考えられる。特に、学校教育関係者の理解が不足しているのではないかと考えられるため、これらの機関との連携を促進し、学校教育関係者の理解を深めていくことが必要である。

(大学等)

- ・高等教育機関については、欧米と比べて、社会人の受け入れが少なく、社会人が履修しにくいのではないかと考えられる。

- ・高等教育在学者に占める成人学生（25歳以上）の割合
米...39.0%（2000年）、英...47.1%（2001年）、独...53.1%（2000年）
- ・日本の大学院における社会人の割合...15.3%（平成15年（2003年））
- ・日本の大学学部における入学者に占める高校卒業後4年以上経過した学生の割合...1.1%（平成15年（2003年））

- ・公開講座等は増加しているが、内容が学習者のニーズに必ずしも合っていなかったり、PRが不足しているのではないかと考えられる。
- ・社会人の受入れなど生涯学習機能をより一層果たすことが必要である。このため、社会の要請にこたえたカリキュラム編成や実践的能力を持つ教員を広く社会から受け入れるなど生涯学習のニーズに対応した効果的な教育を達成することが重要である。

3. 社会教育関係団体・NPO

- ・生涯学習分野では、従来から、各地で様々な青少年関係団体を含む社会教育関係団体等が活躍してきたところであるが、都道府県、市町村や関係機関側のこれらの団体との連携・協力体制が十分であるとは言えない。
- ・近年は、平成10年の特定非営利活動促進法の施行等も契機となって、新たなNPOやボランティアが増加しており、地域によっては、講座の企画をしたり、講師になるなど、都道府県、市町村との連携も進展しているが、連携の進み方には地域差がある。

4．企業（一般）

- ・現在，企業においては，C S R（企業の社会的責任）という考え方が浸透しつつあり，社会貢献が進められつつあるが，生涯学習分野における地方公共団体と企業との連携は十分であるとは言えない。地域の活性化を図るためには，地方公共団体と企業とのかかわりが重要であり，今後，生涯学習を振興するに当たっては，地方公共団体の広域連携の中に企業を組み入れ，積極的に連携を図っていくことが必要である。
- ・今後，男性が家庭や地域の中に参加していくことや，企業がボランティア活動等を通じて地域に社会貢献することなどが一層求められており，学校，家庭，地域の教育力の向上のためにも，企業の果たす役割は非常に重要である。
- ・時間がないため学習できない人もいるのが現状であり，労働慣行や，労働時間など働き方の見直しが必要である。こうした働き方の問題を含め，企業の中に生涯学習の視点を取り入れ，企業の在り方の改善を図ることが求められる。
- ・企業の社会貢献を促進するため，国や地方公共団体は，企業における「家庭教育休暇」や「ボランティア休暇」等の制度化など，社員が地域の活動に参加しやすい制度の導入を働きかけていくことが望まれる。
- ・アメリカでは社員が学校の時間割に合わせてコンピューターの操作等を教えに行き，会社に戻って仕事をするといった例がある。このように、勤務中の一定時間に学校等に出向いてボランティア活動をすることを認めるといったことも望まれる。

参考事例等

【学習成果の評価・活用に関する取組】

平成7年に開館した佐賀県立生涯学習センター・女性センター（アバンセ）（佐賀県佐賀市）では、生涯学習の成果をゲスト講師やボランティアなどとして社会に還元していく手だてを提案したハンドブック（「学習成果の活用を求めて」）を作成している。ハンドブックには、有効な人材バンクの作り方、学習プログラムの企画の方法のほか、ゲストティーチャーへの謝金や、ボランティア活動の保険についてのQ&Aも入っている。また、アバンセでは、県民カレッジの高単位取得者等を対象に、講師や指導者としてのスキルアップを図るための「マイスター講座」を実施している。

【地球環境パートナーシップ】

平成8年10月に、様々な環境問題を解決し持続可能な社会を実現するために開設された「地球環境パートナーシップ」（東京都渋谷区）では、環境省、国連大学、NGO等からのスタッフにより、パートナーシップの実践者や有識者からなる「環境パートナーシップ協議会」の助言を得つつ、運営が行われている。具体的には、パートナーシップを組むにあたってのノウハウ等についての相談や人材養成、環境教育・環境保全のためのNGOとの意見交換の場の設置などの取組が行われている。

【地域プラットフォーム】

千葉県の「常磐線NPOプラットフォーム」では、地元の大学とNPOサポートセンター、生協、行政、企業・商店街が、「NPO支援センターちば」の事務所を設置し、学生、社会人を対象に人材育成を基盤にしながら、コミュニティビジネス等多様な社会参加をサポートする事業を展開している。

【インターネットを活用した市民講座】

「富山インターネット市民塾」では、県、市町村、企業、大学の共同運営により、インターネットで誰でも講座やサークルを開くことができる仕組みを構築している。参加者は、いつでもどこからでも講座に参加でき、自分の経験、ノウハウを生かして講座を開くこともできるなど、知識や学習成果の循環が行われる仕組みになっている。また、ITを利用しているため、誰でも自由な時間に参加でき、働き盛りの世代の利用も多い。さらに、地域の学習素材についての講座も数多く開かれており、地域の魅力を再発見する場としても機能している。

【生涯大学システムにおける生涯学習パスポート】

東広島市では、平成15年度から、16機関・団体からなる「東広島市生涯大学システム運営協議会」(以下、運営協議会)の参加による「東広島市生涯大学システム」を運営している。運営協議会等が開催する講座等の受講者には、受講した記録を「生涯学習パスポート」に記入の上、単位として認定しており、単位が目標に達した人には運営協議会から奨励のために表彰状を発行している。本パスポートは、「学びの記録」以外にも「自分史」(過去からの学習歴や地域活動・ボランティア活動など)も記載できるファイルとなっている。一般用(発行料500円)と児童・生徒用を作成しており、児童・生徒用パスポート「5日制ノート」は、市内の全小中学生に無料で配布している。

【シチズンシップ教育】

英国では、2002年9月から、11~16歳の中等教育において、責任ある社会的道徳的行動、地域社会への主体的参加、民主社会の構成員としての知識・技能の習得・活用を目的とした「シチズンシップ教育」が必修化されている。

「シチズンシップ教育」の具体的な事例としては、ロンドンの下町にあるHaverstock schoolでの取組が挙げられる。この学校は、多民族・多文化の生徒で構成されており、特別教育の必要な子どもや給食費の払えない貧困家庭の子どもなど教育上困難な問題を抱えている生徒の割合が多い。この学校では、生徒がドラマの授業で有料の演劇会を開き、自分達の励みにするとともに、その収益金を老人ホームに寄付する、生徒会が新しい校長の面接試験を学校理事会とともに رفتり、財政管理に関わるなど、学校運営そのものに生徒が深く関与する、視察者など外部からの訪問者があった場合には、生徒会の役員が校内を案内したり、学校の現状について説明するなどの活動を行っている。これらの活動により、この学校では、以前は暴力事件等が多発していたが、生徒が落ちつき、学校運営も着実に良い方向に進み始めるという効果が出ている。

【ギャップイヤー】

イギリスでは、習慣として、大学入学資格を得た 18～25 歳までの若者に、入学を 1 年遅らせて社会的な見聞を広めるための猶予期間が与えられている。

ギャップイヤーを利用する若者の多くは、高校が終了する 6 月から大学が始まる翌年の 10 月までの 16 か月間のうち、はじめの 5 か月間はアルバイトで資金をつくり、次の 5 か月間でボランティア活動を行い、残りの 6 か月間を世界旅行をしたり会社で職業体験をしたりするなどの期間に充てている。

ギャップイヤーを取得した若者は、大学を中退する割合が 3～4%と少なく（平均は 20%）、ギャップイヤーの利用は、大学での専攻についての目的が明確になる等の効果があるとされている。企業においても、ギャップイヤーによって様々な社会体験を経た若者を評価している。

【図書館におけるビジネス支援】

浦安市立図書館（千葉県浦安市）では、図書や新聞、各種統計、年鑑、政府刊行物などのビジネス関連の資料の積極的な収集、専門職の充実した配置によるレファレンス機能の充実、データベース環境の整備など、ビジネス支援に重点を置いたサービスの提供が行われている。また、「ビジネス支援図書館推進協議会」との連携により、Web の活用や創業に関するビジネス支援セミナーの開催や個別相談会が実施されている。

【県立図書館の広域サービス】

鳥取県立図書館（鳥取県鳥取市）では、直接来館できない遠隔地の県民に県下一律のサービスを保障するため、物流システムを整備している。リクエストがあれば、最寄りの図書館に翌日もしくは翌々日に本が届く「宅配便」や、大量貸出や市町村図書館間の物流を請け負う「巡回搬送車」を運行している。また、県内の高校への本のセット貸出を行うほか、高校・大学等ともに市町村図書館と同様の宅配便によるリクエスト貸出を行っている。

【参加・体験型の展示】

江戸東京博物館（東京都墨田区）では、館内に体験コーナーを設置し、卓袱台やタンスなど現代生活では、姿を消した江戸～昭和前期の生活民俗資料を自由に触れるように展示したり、人力車などへの乗車ができるようにしている。また、浮世絵の画面を手で読み取れるように加工したレリーフなど、主に視聴覚障害者を対象とした触覚による展示（「手で見る展示」）を行っている。

【総合型地域スポーツクラブにおける取組】

向陽スポーツ文化クラブ（東京都杉並区）は、中学校のプール開放を契機に地域のクラブとして発展した総合型地域スポーツクラブであり、学校開放を受けて、テニスや空手などの各種スポーツ活動だけでなく、サイエンスクラブなどの文化活動も含めた活動を地域住民主導で行っている。

子どもから高齢者まで幅広い層の参加を得ており、活動の中で、子どもが高齢者から学ぶといった状況も生まれている。

【高齢者元気回復プロジェクト】

江戸東京博物館（東京都墨田区）では、高齢化社会に対応する新しい取組として、東京都老人研究所、文化総合研究所とともに、高齢者の博物館利用促進を目指した「高齢者元気回復プロジェクト」が開始された。高齢者が博物館にある展示物に触れ、昔のことを語ったりすることにより、五感の記憶を呼び戻し、高齢者に元気になってもらうことを目指している。

【地域の活性化に向けた取組】

江戸東京博物館、国技館、JR両国駅等、両国を基盤とする地元企業等をメンバーとする「両国協議会」では、両国の魅力を多くの人に伝えることを目的に催しもの等を開催し、地域経済の向上と活性化を図っていこうという取組が始まっている。

中央教育審議会生涯学習分科会における審議の経過

- 第19回 平成15年7月14日(月)
 - ・自由討議
- 第20回 平成15年7月29日(火)
 - ・自由討議
- 第21回 平成15年9月4日(木)
 - ・ヒアリング(稲田佐賀県立生涯学習センター館長, ^{さく} 富山インターネット市民塾推進協議会事務局長)
- 第22回 平成15年9月17日(水)
 - ・ヒアリング(文部科学省初等中等教育局, 高等教育局, スポーツ・青少年局, 文化庁)
- 第23回 平成15年10月14日(火)
 - ・ヒアリング(経済産業省, 厚生労働省)
- 第24回 平成15年10月31日(金)
 - ・ヒアリング(農林水産省, 環境省)
- 第25回 平成15年11月11日(火)
 - ・課題別討議
- 第26回 平成15年12月1日(月)
 - ・課題別討議
- 第27回 平成15年12月8日(月)
 - ・課題別討議
- 第28回 平成16年1月9日(金)
 - ・課題全般についての討議
- 第29回 平成16年2月3日(火)
 - ・審議経過の骨子案審議
- 第30回 平成16年2月27日(金)
 - ・審議経過の報告案審議
- 第31回 平成16年3月19日(金)
 - ・審議経過の報告案審議

第2期中央教育審議会生涯学習分科会

委員：平成15年2月1日発令
平成15年7月14日発令
臨時委員：平成15年7月14日発令
平成15年7月29日発令

(委員)

赤田英博	社団法人日本PTA全国協議会会長
内永ゆか子	日本アイ・ビー・エム株式会社常務執行役員
江上節子	東日本旅客鉄道株式会社フロンティアサービス研究所長
加藤裕治	全日本自動車産業労働組合総連合会会長
寺島実郎	株式会社三井物産戦略研究所長， 財団法人日本総合研究所理事長
丹羽雅子	奈良女子大学名誉教授
野中ともよ	ジャーナリスト
増田明美	スポーツジャーナリスト，スポーツライター
松下俱子	独立行政法人国立少年自然の家理事長
山本恒夫	大学評価・学位授与機構研究部教授
横山洋吉	東京都教育委員会教育長

(臨時委員)

浅井経子	淑徳短期大学教授
系賀雅児	慶應義塾大学文学部教授，日本図書館協会常務理事
大日向雅美	恵泉女学園大学教授
奥山恵美子	仙台市市民局次長
鎌谷秀男	全国専修学校各種学校総連合会会長
興相寛	世田谷ボランティア協会理事長， 日本ボランティア学習協会副代表理事
柵富雄	富山インターネット市民塾推進協議会事務局長
白石克己	佛教大学教育学部教授
杉原正	社団法人中央青少年団体連絡協議会副会長
竹内誠	東京都江戸東京博物館館長，日本博物館協会副会長
西村堯	木更津市教育委員会教育長
山岸秀雄	NPOサポートセンター理事長

分科会長

副分科会長

役職は平成16年3月現在